

# 顕昭の声点本について

秋 永 一 枝

平安から鎌倉にかけての文学作品、及びその注釈書・聞書・研究書の類には、声点の注記されているものが少なくない。そのうち、量質ともっとも注目されてよいのは、顕昭の声点本である。顕昭の声点注記以前かと思われるものには、俊成の「古今問

答」がある。これについては拙考「古今問答私見」を御覧頂きたい。<sup>(1)</sup>ほかに、教長の「古今集註」が考えられるのみである。「教長註」は、治承元年（一一七七）に仁和寺の守覚法親王の前で講述したものであるが、残念なことに、声点の注記が数例（仁治二年（一二四一）写しの京大図本による。複製本あり<sup>(2)</sup>）である上に教長自身の入声Vかどうかも判然としない。

俊成・顕昭に続いては、家隆の「家隆本古今集」、定家の「貞応本・嘉祿本古今集」、如願（秀能）の「昆沙門堂本古今集註」といった声点注記の古写本が数多く見出だされ、声点は次第に入声Vという形と結びつくようになってゆく。その結果、入声Vに声点を注記する者V、入声Vの声点を弟子などに伝授する者V、

入声Vの校合を行う者V、入声点を清濁弁別の手段にのみ用いる者V等々で、多種多様な声点本が残されたこととなった。<sup>(3)</sup>そして、それらの声点本に最後まで影響を及ぼしたのが、顕昭であり、定家だったのである。

## 二

では、俊成や顕昭などにとって、なぜアクセントが問題になったのだろうか？ そしてまた、なぜ入声Vという形で表現していったのか？ 一応ここで、声点注記の歴史にふれておく必要がある。

上代、漢字音が日本に伝えられた時、中国における漢語の四声もともに伝えられた。そこで当時は中国文化一辺倒であったからインテリ連中の間では、漢籍や仏典などの四声を正しく発音することが望ましかった。例えば、天禄元年（九七〇）源為憲著の「口遊」<sup>(4)</sup>（複製本による）は、当時貴族の子弟が常識として心得ておくべきことを書き記したものが、その中の「舜」「閔・子鶯」<sup>(5)</sup>といった漢字音に声点が注記されていることから言えるだろう。

その後、漢字音ばかりでなく、仮名にも声点が注記されるようになる。まずその手始めとして、東寺観智院藏「大日本広大成儀軌」(康平二年(一〇五九)又は延久二年(一〇七〇))訓点のもの、「金光明最勝王経音義」(承暦三年(一〇七九))書写。複製本による、「法華経单字」(保延二年(一一三六))書写、「無窮会藏大般若経音義」(鎌倉初期書写)のような、訓点本・音義の類に声点の注記がされるようになる。<sup>6)</sup>

続いて辞書類に声点の注記がみられるようになるが、中でも、「類聚名義抄」(成立年未詳。院政期書写の図書寮本、鎌倉期書写の観智院本など。複製本あり)は注記の箇所も多く、著明かつ重要な資料であり、「世尊寺本字鏡」(平安末期成立か。複製本あり)、「三卷本色葉字類抄」(天養年間(一一四四～一一四五))より補訂し治承年間(一一七七～一一八二)成立。複製本による)なども、これに続く。

更にさかのぼっては、「本草和名」(延喜十八年(九一八))頃成立、「和名抄」(承平四年(九三四))頃成立)などの古写本にも声点のついた例がみられる。

このほか、文学作品においても古く声点の注記をみる事ができる。たとえば「日本書紀」の古写本(岩崎文庫本・前田家本・図書寮本など。複製本による)には、多くの声点の注記がみられる。<sup>9)</sup>また「古事記」の古写本(道祥本・春楡本など。複製本による)には、有名な入声Vの注(作者注記か)のほかに、後世の注記といわれる声点の記載がある。<sup>10)</sup>

以上のように入声Vの注記のあるものは数多く、平安中頃から

鎌倉にかけての貴族・僧侶階級では、声点の注記された書物を一見している可能性がすこぶる多い。「古事記」の上去の声の注は勿論のことであるが、中には「記紀」の声を見聞きした者も多かったに違いない。それ故文学作品に声点を注記するということが別にとっぴなことではなかったらうと思われる。

当時、勅撰集などを被講の際に、アクセントがある程度問題になったであろうことは想像に難くない。その際入既に古語となった語Vや、入アクセントや清濁によって意義の異なる語Vなどは人により異なったアクセントや清濁で読み上げられたであろうから、自説や相伝を示すために入声点Vという形を借りる必要ができてくるのは当然のことである。それはまた、歌人・学者にとつて、自説もしくは自派の説を主張する手段の一つなのだから。

中でも当時歌学者として名高い顕昭のことである。後述のように、入声Vについての知識は相当のものだった。顕昭の著書から引用文献を当てみると、当時、声の注記があったといわれる「和名抄」「本草」の名が見えるし、「袖中抄」の中には「……なといふよし口遊に見たり」とあるから、「口遊」における声点を見ていることはほぼ確かである。その上、清輔・顕昭の父、顕輔の従弟には「三卷本色葉字類抄」の著者橋忠兼がいる。「色葉字類抄」は天養年間より治承年間まで、およそ三・四十年を費やしてつくられている。清輔、顕昭がそれを見ない筈はないし、そこに注記された声点も、おそらく話題に上ったものと思う。また当時は、近親・友人にかぎらず、著名な作物は皆こぞって見たものではなからうか。たゞし声点注記の書物を見たところで、それ

を理解し得たかどうか、かつまた、顯昭のように自家葉籠中の物として、八声Vを自ら差せるようにまでなるかどうかは、現代人にてらして考えてみても、なかなかむずかしいことのようにである。しかしながら、顯昭が八声を自ら差すVという立場に立ったのは、御室の仁和寺内勝功德院に移り住んで以後のことと思う。即ち、仁和寺の守覚法親王のお求めにより、寿永二年(一一八三)「拾遺抄注」を奉り、八其後又下預差声Vというのがそもそも初まりではないかと思うのである。

### 三

数多い顯昭の著作のうち、声点の注記または八声Vに関する記載のあるもの、及び、著作ではないが顯昭が八声Vを注記したと思われるものを、ほぼ年代順に表にしてみた。このうち、「拾遺抄注」「後拾遺抄注」「散木集注」「古今集序注」「古今集注」「袖中抄」「顯秘抄」の古写本のほか、顯昭の声点と思われる「旧伏見宮家本古今集」については、それぞれ声点の注記を確認することができた。中には声点の位置の正確なものも含まれるが、声点の国語学的諸問題については、別の機会に論じたい。「旧伏見家本古今集」は、声点の位置の確かさ、その奥書などから、顯昭の声点と一応考えてここに加えた。また「六百番陳状」には、当然声点の注記があると想像されるのだが残念ながら声点本をまだ確認し得ない。このほか、尊敬閣藏の伝顯昭筆「和歌問答(奥義抄灌頂卷)」は、漢字音に四声が表示されているだけで仮名には注記がなく、今はとりあげない。

この表で注目すべきことは、顯昭の声点本の殆んどが、仁和寺の守覚法親王の仰せによって奉ったものである。つまり法親王は顯昭のよりよき後援者であり、顯昭はこれらの著作を法親王に奉ることによって生活をたてたといえるだろう。そしてその奥書によれば、注進したものをすべてを八又下預V八重下給(賜)V八重賜之V八重賜Vという形で顯昭に戻し、顯昭は更にこれに八差(指)声Vの上奉っているのである。「古今集序注」においては、文治二年(一一八六)、建久二年(一一九一)の再度にわたり下し賜って、そのたびに顯昭は点を加え声を差しているのである。これでもかこれでもかというふうなもので、法親王の声点に対する御執心はすさまじいほどである。それ故、法親王に奉った注釈書は、ほぼその全般にわたって、多量の声点が付けられており、「袖中抄」「顯秘抄」とはくらべものにならない。

勿論時代が下れば、如願(毘沙門堂本古今集註)、寂恵(寂恵本古今集)、延明(古今訓点抄)、淨弁(淨弁本拾遺集)、堯孝(古今声句相伝聞書)といった人々がそれぞれ克明に多量の声点を注記してはいる。しかしそこには、流派とか相伝とかいう不純物が混入して、その時代々々のアクセントや清濁のありのままの姿を写し出してはいない。

俊成や顯昭の時代でも、語の清濁などについては、昔からのやがましい読み癖というものを重んじたであろう。しかし、幸いなことにアクセントにはお手本というものがなかったもので、のびのびと自分たちの持っているアクセントで注記したものと思う。注記者それぞれの語義の解釈に従ってではあるが、その辺のことを

少し考慮して扱ふならば、顯昭の声点本は、質・量ともに非常に重要な位置を占めるのである。その声点の正確さは、「名義抄」その他のアクセント資料によって、充分に裏付けられる。

顯昭の声点注記の出発点については、「古今問答私見」で既に触れているが、もう一度ここに述べることを許されたい。

……法親王は教長を召して古今集の講義をきかれた。その際或いは声点に関しても御下問があったかもしれない。しかしたとえ質問があったとしても、教長は一向にはかばかしい答をしなかつたと思う。また法親王は俊成に古今集の疑義について問状を出された際、声点についても質問された。ところが俊成もまた、比較的文学的な答しか申し上げず、法親王の探求心を満足させてはくれなかつた。こうしてできたのが「古今問答」だと考えたい。<sup>(14)</sup>その後、法親王は顯昭に命じて「拾遺抄注」以下、多くの注釈書を注進せしめた。そこでおそらくいろいろと御下問があったに違いない。顯昭は声点に關する相当の知識があつた。そこで改めて法親王は「声を差す」ことを顯昭に命じたのではなかつたらうか。そこで顯昭の「差声」作業が口火を切られたのではなからうか。

このように顯昭は、守覚法親王への声点注進を出発点として、次第に歌学の論義にまで八声Vを用いるようになってゆく。

「古今集注」や「袖中抄」などに八声Vに關する記載のあることは、橋本進吉博士、山田孝雄博士、大野晋氏等の紹介される<sup>(15)</sup>ところである。

たとえば、「古今集注」の八ソメトノアハタV(一一〇五)の注

(続々群書類従第十五63頁)、「袖中抄」の八はたすきVの条(歌学文庫巻一24頁)、八さほひめVの条(同35・36頁)、八たのむのかりVの条(同135頁)において、語義により、上声によむべし、平声によむべし、などと詳細に論じている。ここで注意すべきは顯昭が單純語と複合語とでアクセントの変化することにまで言及している点である。一例を上げれば、有名な八さほひめVの条で次のようにいっている。(声点は高松宮家本・書陵部本による)

さ・ほ・ひ・め・のいとそめかくるあを柳をふきなみたりそはるの山風(中略)

今云、さほひめ諸髓腦云春を染神也云々、但其声如何。さ・ほと上声可詠歟、さ・ほと平声可詠歟。今案にさほひめは佐・保・山の神よりことおこりて、さほ山の霞を詠歌等によせて、春を染神と云歟。然者、さほと、さほやま、さほ川、皆棹の声也、平声に可詠也。(中略)或人難云、たとひさほ山によす共、声はかならずしもそれによるへからず。た・つた・たは・た・つた・と云神也。其声相違如何。答云、声と義と相違常事也。大原(オ・ホハラ)とお・ほは・ら・野と相違せり。かも・河と賀・茂と相違、い・なり・山とい・なり・りと相違、か・かす・か山と・かす・か・と相違、或はかみにひかれ或はしもにひかれて、便によりて声は不定也。(中略)五条三品入道はなには不知、只さほ姫と上声に申付たりと云々、體に不沙汰、人々は大概如此云歟。

今これを、現在の東京アクセントにおきかえて説明を試みれば次のようになる。つまり顯昭が今から八百年近い昔に喝破してい

るように、單純語と複合語とは、たとえ語義が同じであっても、その複合のしかたによつてもとの語のアクセントと相違することは常のことなのである。(太字は高いアクセントの拍を、細字は低いアクセントの拍を示す)

サホ→サホヒメ、サホヤマ

タツタ→タツタヒメ(タツタガワ)

オーハラ→オーハラノ

カモ→カモガワ

イナリ→イナリヤマ(フシミイナリ)

カスガ→カスガヤマ

ここで頭昭は、八五条三品入道はなには不知只さは姫を上声に申付たりと云々、慥に不沙汰、人々は大様如此云歟Vとして、アクセントの知識を攻撃の材料としているが、次にあげる「六百番陳状」の八かひやVの条では、更に痛烈に判者俊成をやりこめているのである。

判者の義は、かひやとは山田の庵にて田を守るに、蚊火をもさしむと侍り。其の屋義已相違なり。又かひやも是は鹿火といひとれり。判者は蚊火と鹿火と被相兼たり。(中略)如判者義蚊と鹿と相兼ねは、かひやの声をはいさゝかさし侍るへし。蚊ならば上声なり。鹿ならば平声なり。評定の座には右作者も蚊鹿混乱しげには侍りしを、此定に難をは儀侍りき。其の問答は不被書載、如何。(岩波文庫430頁)

このようにアクセントで疊みこまれて来ては、俊成などグーの音も出なかつたに違いない。それとも八若僧がノ歌もろくすつ

ば詠めなくせにVと、うそぶいていたかもしれない。

なお、「袖中抄」及び、松永貞徳著の「歌林樸樾」には、八かひやVの部分に声点の注記があるので、「六百番陳状」にもおそらく差されていたのではないかと思う。<sup>(16)</sup>

ただ一言特記すべきは、頭昭のおびただしい声点注記のうち、漢字音の四声注記をのぞいては、平声点・上声点のみられるのみで去声点が見当たらないことである。俊成の「古今問答」では、去声点<sup>(17)</sup>が数か所みられるのであるが、つまり二人のアクセント体系が異なっていたのではないかと思われるふしがあるのである。ところが俊成は、頭昭よりわずか二十才足らずの年長に過ぎない。このころ去声<sup>(17)</sup>が上声に変化しつゝあつた傍証の一つにならうか。

#### 四

今迄述べたように、平安から鎌倉にかけて生きてきた頭昭の、アクセント研究への寄与は言うまでもないが、その声点本の今日あるのは、ひとえに守覚法親王の意志によるものと思う。また、これらの声点を克明に記した飛鳥井雅有の業績も明記しなくてはならない。弘安五年(一二八二)雅有の書写がなかったならば、頭昭の著書はもっと多く散佚したであらうし、無論声点の正確さは保てなかつたであらうから。

頭昭の声点本のうち、「拾遺抄注」「後拾遺抄注」「古今集序注」「古今集注」は、雅有書写のものが殆んどである。雅有は、蹴鞠和歌兩道にくわしく、彼の姉は、為家の子為氏の妻で、為世を生んだ人である。そうした縁もあつたからであらう。文永六年(一

二六九)二十九才の折に、歌道の師である当時七十二才の為家を嵯峨中院の山荘にたずね、三か月にわたって、親しく伊勢・源氏・古今の教えを受けた。その子細を克明に描写したのが「嵯峨のきよひ路」一篇であり、これによって当時の伝授の様子を想像することができる。雅有は、伊勢・源氏の講義を終り、十一月二十七日、二十八の両日、古今の談義を受けるのであるが、ここで声点にもふれているので一応あげておく。

やがて古今とりよせて、ひとわたりよむべきよしをいへば、あるじけふ(興)にいりて、家の秘本、記ある所には、てんあひ(点合ひ)、よみにくきことには、さうさしたるほんとりいで、これはきしやう(起請)をかきて人にみせぬ本なれども、心ざしありがたければさづけたてまつらんとて、まづその本をよむべし、わろき所どもをきゝてなをさんとて、しだいにてんしやう(点声写し)なんぎ(難義)をたづねきはむ。

(古典文庫「飛鳥井雅有日記」73p)

この秘本は、願昭本ではなくて、声点注記の定家本であろう。へまづその本をよむべし、わろき所どもをきゝてなをさんとて、しだいに てんしやう うつしVとあるのは、雅有の句の切り方やアクセントに誤りがあれば、為家がそれを正していったものと受けとってよいであろう。雅有には、既に声点に関しての知識があったかもしれない。だが、この折のことが、これより十三年後の弘安五年に、願昭著作のおびただしい声点本を克明に転写した作業の原動力になったと言えないであろうか。

五

終りに、アクセントに関する願昭本の表をそえておく。

拾遺抄注

天理大図本・書陵部本  
陽明文庫本に声点あり。  
(群書類従巻二八九)

後拾遺抄注

京大図本に声点あり。  
(未刊国文古註釈大系)

散木集注

天理大図本に声点あり。

古今集序注

(群書類従巻二八六)

京都府立図本に声点あり。

(群書類従巻二八六)

寿永二年(一一八三)五月八日依仰注進之、大様除奥義抄哥、其後又下預差声畢 願昭  
建久元年(一一九〇)七月廿二日奉授二品大王了 願昭

寿永二年(一一八三)七月依仰於勝功德院注進之、元暦元年(一一八四)九月重下給於長尾直鷹加一見霞勘或書直或注加了 願昭

寿永二年(一一八三)十月七日奉梁園教命注進之、重下給差声了 願昭

(上巻)  
寿永二年(一一八三)十二月注進之 願昭  
文治二年(一一八六)正月廿四日重賜之指声加点了  
建久二年(一一九二)九月三日又給、委加点差声訖 願昭  
(下巻)

寿永二年(一一八三) 極月中旬

顯昭注之

文治二年(一一八六) 正月廿四日

依重仰差声加点了

建久二年(一一九二) 九月五日重

下賜加點差声訖

顯昭

古今集注

天理大凶本・大東急文庫

本・彰考館本・東大國語

研究室本・書院部本に声

点あり。

(続々群書類従第十五)

(卷三・六・十・十二・十四・十

六・十八の奥におよそ次のような

奥書がある)

文治元年(一一八五) 〇月〇日注

進之重賜差声

顯昭

建久二年(一一九二) 〇月〇日奉

授禪定大王畢

顯昭

(卷二十の奥に)

文治元年(一一八五) 十一月十七

日古今一部依梁園教命勘注了、大

略釈奥義外無(或いは釈奥義外

歌)、先是宰相入道俗名教長被注

獻、賜件本加披閱、糺邪正、仍多

引載彼抄而已

重賜全部差声

顯昭

文治年間(一一八五~一一八九)

袖中抄

高松宮家本・書院部本・

尊敬閣本・久曾神本に声

点あり。

(歌学文庫一・日本歌学

大系別巻二)

顯秘抄

久曾神本に声点あり。

六百番陳状

声点本未見

(群書類従卷二二七・岩

波文庫本)

清輔本古今集(伝顯昭自筆

本)

旧伏見宮家本に声点あ

り。

成立か

成立年未詳。

(卷上奥に)

延文五年(一一三六) 二月以松殿

亞相本書写了、具加校合、(兼) 声

仮名等写之了

法印仲顯

建久四年(一一九三) 頃成立か

(奥に)

建永元年(一一〇六) 五月廿三日

以顯昭關梨本令書写了

建永元年九月廿八日ニ始テ同十月

二日奉授古今集廿卷了

阿闍梨伝燈大法師花押

此本証本也、尤可令秘藏々々

建永元年十月二日奉授同權別当法

印了 阿闍梨顯昭

注1 「国文学研究22」昭35

- 2 右145
- 3 諸本及び主な声点注記者については、早大大学院「文学研究科紀要5」、国語国文学研究史大成「古今集、新古今集」48ページなどでふれておいた。
- 4 築島裕氏は、漢字に四声点をつけた古い例として、次のようなものを上げておられる。「国語学要説」56ページ多天皇(八八七〜八九六)宸翰の「周易抄」、石山寺淳祐加定の「法華経玄賛」(天曆ころ)。
- 5 川瀬一馬博士「古辞書の研究」155ページ、金田一春彦氏「日本四声古義」(「国語アクセント論叢」645ページ)
- 6 川瀬一馬博士「古辞書の研究」、築島裕氏「国語学要説」57ページなど。
- 7 金田一春彦氏「類聚名義抄和訓に施されたる声符について」(「国語学論集」所収、昭19)、「日本四声古義」(前出)等。大原孝道氏「類聚名義抄のアクセントと諸方言アクセントとの対応関係」(「日本語のアクセント」所収、昭17)
- 8 川瀬一馬博士「古辞書の研究」75ページ・91ページ、及び「高山寺本香字抄」(複製本)などによる。
- 9 井上奥本氏「古式のアクセント符号を振りたる日本書紀」(「音声の研究」II、昭3)、大原孝道氏「近畿アクセント下上型名詞の甲乙類の別の発生に関する考察」(「国語アクセント論叢」所収)、岡田尚子氏「日本書紀古写本のアクセントと古今訓点抄のアクセントについて」(「女子大文学」8、9号、昭31)
- 10 和田実氏「古事記の声の注」(「国語と国文学」昭27・6)
- 11 久曾神昇博士の説によれば八寿永元年頃仁和寺に入った時に顕昭は五十四才前後V「顕昭・寂蓮」21ページ
- 12 顕昭と守覚法親王との交渉については、橋本進吉博士「法橋顕昭の著書と守覚法親王」(「史学雑誌」大正9・3)にくわしい。
- 13 築島裕氏「浄弁本拾遺和歌集所載のアクセントに就いて」(「国語アクセント論叢」所収)
- 14 谷山茂氏は「貫之と俊成」(「国語と国文学」昭35・6)の中で、「古今問答」の間者として、忠定の父、兼宗をあげておられる。
- 15 橋本進吉博士「アクセント」(「日本文学大辞典」所収。昭7)、山田孝雄博士「国語学史」257ページ、大野晋氏「仮名遣の起源について」(「国語と国文学」昭25・12)
- 16 「書陵部本袖中抄」には八鹿火屋(カ・ヒ・ヤ)Vとある。「東大国語研究室本歌林模倣」には八かひやVに、俊成説として八上上濁上V、顕昭として八上上上Vとあるが、この写本の声点は不正確で声の位置は信頼できない。
- 17 「古今問答私見」(注1)のうち、次の箇所を、この稿を借りて訂正することをお許し頂きたい。  
「声点注記一覧」の、国歌大観番号143(150ページ)、422・447(150ページ)の上段の( )内は不要。
- 18 八さうさしたるVについては、西下経一博士は八仮名をつけてあるのであらうVと書かれておられる(「古今和歌集研究史」国語と国文学昭9・4)。もし、八しやうさしたるVの誤写であれば、あとの八てんしやううつしVに照応するのだが、我田引水か。